私立高等学校等奨学給付金について（通常分）

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が返済不要な給付金を支給する制度です。

平成 26 年 4 月以降に高等学校等に新たに入学した生徒のうち、**非課税または生活保護世帯の方が対象**となります（児童福祉法による児童入所施設措置費の対象者を除く）。

※令和２年度は別に家計急変世帯への支援とオンライン学習に係る通信費支援があります。詳細はパンフレットを参照してください。

※時点はすべて申請年です

７月１日時点で、生徒の**保護者の住所**（住民票上の住所）**は愛知県内**にありますか？

「保護者」とは、生徒の親権者等です。
両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

いいえ → 保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます
詳しくはその都道府県へお問い合わせください

はい ↓

生徒は**平成２６年度以降に高等学校等に新たに入学**しましたか？

いいえ → 奨学給付金は支給されません

はい ↓

７月までに**就学支援金を申請していますか**
（７月１日時点で就学支援金の受給資格がありますか）？

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の申請をしたことがない方は、給付金を受けることができません（特待生等で授業料免除のため就学支援金の申請をしていない場合を除く）。
転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

いいえ → 奨学給付金は支給されません

はい ↓

生徒の世帯は**７月１日の時点で、生活保護のうち「生業扶助」を受けていますか？**

生業扶助を受けています → 奨学給付金は支給されません

・生活保護を受給していません
・生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ「生業扶助」を受けているか確認してください。

「保護者全員」の県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税（０円）ですか？
保護者の一人が控除対象配偶者である場合は、その方の前年収入は 100 万円以下ですか？

保護者全員の今年度の課税証明書等を確認してください（裏面【参考２】を確認してください）。
※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません

いいえ → 奨学給付金は支給されません

はい ↓

生徒が在学する課程は**通信制または専攻科**ですか？

はい → （２）給付金「基準額２」を申請することができます

いいえ ↓

７月１日時点で**保護者に扶養されており次の①・②のいずれかに該当する兄弟姉妹**がいますか？
① 高等学校等に在学する方
② ①以外で 15 歳（平成 17 年 7 月 2 日以前生まれ）（中学生を除く。）以上 23 歳未満（平成 9 年 7 月 3 日以降生まれ）の方

いいえ → （２）給付金「基準額２」を申請することができます

はい ↓

上記に該当する兄弟姉妹は奨学給付金の加算額の申請をしていませんか？

申請している → （２）給付金「基準額２」を申請することができます

申請していない → （３）給付金「基準額２」＋「加算額」を申請することができます

（１）給付金「基準額１」を申請することができます

課程	生徒一人あたり支給年額
全日制 定時制 通信制	52, 600 円
専攻科	38, 100 円

（２）給付金「基準額２」を申請することができます

課程	生徒一人あたり支給年額
全日制・定時制	103, 500 円
通信制・専攻科	38, 100 円

（３）給付金「基準額２」＋「加算額」を申請することができます

課程	生徒一人あたり支給年額
全日制 定時制	138, 000 円

（１）～（３）に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定しま

◇お問い合わせ　愛知県県民文化局県民生活部学事振興課　私学振興室奨学ｸﾞﾙｰﾌﾟ☎052-954-7477（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

※国公立学校に在学する方には、在学する学校を通じて別途ご案内があります

【参考１】　就学支援金『収入状況届出書』（裏面）の見かた

【２．保護者等の収入の状況について】

例

（１）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	☑	７～翌年６月（当該年度の課税証明書等を添付）

（２）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（２）－１　次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☑	親権者（両親）２名分		
②	□	親権者１名分　（アからウまでのいずれかの□にレ （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児 いずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していない 村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得 を添付できない場合　等

保護者の一人が控除対象配偶者で、就学支援金申請時に課税証明書等を提出していない方（この欄に印を付けた方）は、奨学給付金を申請する場合も、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。

前年に海外に在住しており、課税証明書等の提出ができない保護者がいる場合（この欄か⑦に印を付けた方）は、給付金を受けることができません。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
給付　和夫	父	給付　和子	母

ここに氏名を書かれた方が、保護者です（保護者の一人が控除対象配偶者であっても、両親ともに親権者であれば父・母の両方が保護者に該当します）。
※保護者の確認は、この届出書で行います。届出書を提出してから７月１日までの間に、離婚・再婚・死亡などにより親権者に変更があった場合は、給付金を申請する前に生徒が在学する学校へご相談ください。

【参考２】『課税証明書』等の見方（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

（例）

市民税・県民税　証明書

令和２(2020)年度（令和元年分所得）

※　市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

（住所）　名古屋市中区三の

（氏名）　給付　和夫
令和2(2020)年度(令和元年分所得)

所得金額	（円）	所得控除額	（円）	課税標準額	（円）
総所得	1,360,000	社会保険料控除	273,001	総所得額	0
		配偶者 特別	760,000		
			330,000		
				市民税	（円） 県民税 （円）
				調整控除前所得割額	0 / 調整控除前所得割額 0
			1,363,001	調整控除額	0 / 調整控除額 0
			本人該当	税額控除額等	0 / 税額控除額等 0
				配当割額控除額等	0 / 配当割額控除額等 0
				所得割額	0 / 所得割額 0
				均等割額	0 / 均等割額 0
		特別障害者	0	減免額	（円） 差引納付額 （円）
		うち同居	0		0 / 0
		その他障害者	0		

（備考）
市民税・県民税は課税されていないか、もしくは全額免除されています。

保護者（両親とも親権者の場合は、父・母の両方）の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（所得割額が０円）であれば、給付金を申請することができます。
※保護者の一人が控除対象配偶者の場合は、「課税証明書」の提出は省略できます。
※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。